

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第116号
平成28年度三重県一般会計補正予算（第3号）について …… 1

- (2) 議案第119号
三重県手数料条例の一部を改正する条例案について …… 3

2 所管事項

- (1) 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定による
提出資料について …… 5

平成28年10月11日

県 土 整 備 部

第2表 債務負担行為補正(県土整備部所管分)

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|--------|--|
| 三重県道路公社が伊勢二見鳥羽有料道路の事業計画を変更することに対する損失補償 | 平成28年度 | 伊勢二見鳥羽有料道路の料金徴収期間満了時に当該事業の収支不足が生じた場合、当該収支の不足額に三重県道路公社の資産を補填に充てた後の残額について、その損失を補償する。 |

【議案第119号】

三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

建築基準法の一部改正に鑑み、特定用途誘導地区における、建築物の容積率及び建築面積に対する制限の適用除外に係る許可申請について、審査手数料の規定を整備するものです。

2 改正内容

| 手数料の名称 | 手数料の金額 |
|---|--------|
| 特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料（新設） | 16万円 |

3 条例の施行期日

公布の日

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（県土整備部所管分）

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|--------|-------------|---|------------------------------|--------|
| 別表第一（第二条関係） | | | | 別表第一（第二条関係） | | | |
| 項 | 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の金額 | 項 | 手数料を徴収する事務 | 手数料の名称 | 手数料の金額 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 三百三十九 | 建築基準法第六十條の三第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九 | 建築基準法第六十條の三第一項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 三百三十九の二 | 建築基準法第六十條の三第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の容積率及び建築面積の特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九の二 | 建築基準法第六十條の三第一項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 三百三十九の三 | 建築基準法第六十條の三第二項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九の三 | 建築基準法第六十條の三第二項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 三百三十九の四 | 建築基準法第六十條の三第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九の四 | 建築基準法第六十條の三第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 三百三十九の五 | 建築基準法第六十條の三第四項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九の五 | 建築基準法第六十條の三第四項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |
| 三百三十九の六 | 建築基準法第六十條の三第五項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 | 三百三十九の六 | 建築基準法第六十條の三第五項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | 十六万円 |

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者の氏名 及び住所 | 事業内容 | 交付決定額 | | 変更の内容及び理由 | 課(室)名 | 備考 |
|----------|-------------------------|--|---|---------|---------|------------------------------|-------|----|
| | | | | 変更前 | 変更後 | | | |
| 3 (6) | 連続立体交差事業負担金 (平成27年度) | 近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区 上本町6丁目1番 55号 | 近鉄川原町駅付 近連続立体交差 事業による鉄道施設 高架化等の都市 計画事業に要する 経費の一部を負担 する。 | 223,989 | 685,495 | 鉄道高架化の事業促進のため、事業費を増額したものである。 | 都市政策課 | |

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 当初交付決定額 | 交付実績額 | 評価結果 | 課(室)名 | 備考 |
|------|------------------------|----------------------------------|---------|--------|--|-------|----|
| 27-4 | 広域河川改修費負担金 (平成26年度) | 近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号 | 72,522 | 82,522 | (根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる近鉄との協定書 (公益性) 二級河川三滝川のネック点が原因となる洪水から県民の生命・財産を守る事業であり、公益性を有する。 (必要性) 洪水から県民の生命・財産を守るため、近鉄橋梁の改築が必要となる。 (効果) 近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向けて、事業進捗が図れた。 (交付基準等の妥当性) ネック点解消に伴う鉄道橋架け替えのため鉄道事業者へ負担するものであり、他の方法は見当たらない。 | 河川課 | |

9

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

| 番号 | 補助金等の名称 | 補助事業者等の氏名及び住所 | 当初交付決定額 | 交付実績額 | 評価結果 | 課(室)名 | 備考 |
|------|-------------------------|----------------------------------|---------|---------|--|-------|----|
| 27-1 | 連続立体交差事業負担金 (平成26年度) | 近畿日本鉄道株式会社 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号 | 357,503 | 679,817 | <p>(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書</p> <p>(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であることから公共性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差化に向け仮線工事と高架部の事業進捗が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。</p> | 都市政策課 | |